

令和3年5月7日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応、  
催物の開催制限、施設の使用制限留意事項等、移動の自粛について

この度、全国建設業協会を通じて国土交通省から、標記に関する周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、以下及び添付ファイルをご確認いただき、引き続き感染対策を講じていただきたくお願い申し上げます。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応
- ・ まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
- ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等
- ・ 移動の自粛に向けた呼びかけ
- ・ 第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

※上記には既出の内容も一部で含まれておりますが、ご了承ください。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993